

## 加西市地域づくり支援員設置要綱

### (設置)

第1条 人口減少及び高齢化の著しい社会情勢において、市民と行政の協働のもとに、地域の実情及び時代の変化に対応した地域の維持・活性化を図ることを目的として、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号及び総行過第11号）に基づき、加西市地域づくり支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

### (要件)

第2条 支援員は、当該支援員を設置する活動地域の実情に精通し、かつ、地域づくりに関心があり活動に意欲をもって取り組むと認められる者とする。

### (配置)

第3条 支援員は、加西市ふるさと創造会議地域づくり交付金交付要綱（平成30年加西市訓令第16号）に規定するふるさと創造会議のうち地域の将来像であるまちづくり計画書を策定した別表に掲げる団体（以下「団体」という。）に配置するものとする。

### (活動)

第4条 支援員が行う活動は、次の各号のとおりとする。

- (1) 集落点検の実施に関すること。
- (2) 地域の維持・活性化の取組に関すること。
- (3) 地域課題を解決するための具体的な方策の検討及び実施に関すること。
- (4) 地域と行政又は関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 団体の事務局支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動の支援に関すること。

### (服務)

第5条 支援員は、常に誠意をもって任務にあたり、活動上知り得た秘密事項、個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 支援員は、集落点検、地域の活性化及び地域課題を解決するための方策に関する知識を高めるために自己研鑽に努めなければならない。

### (募集)

第6条 支援員の募集は団体が行うものとする。

### (委嘱)

第7条 団体は、支援員の候補者を選考したときは、遅滞なく市長に推薦するものとし、市長は、当該推薦のあった者を支援員として委嘱するものとする。

### (報告)

第8条 支援員は、自らの活動の状況を週報又は月報として、団体の代表者に報告しなければならない。

### (任期)

第9条 支援員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(報酬)

第10条 支援員の報酬は、団体が支給する。

(退任)

第11条 支援員が任期の途中において退任しようとするときは、退任しようとする30日前までに団体の代表者及び市長に退任届を提出しなければならない。

(解任)

第12条 市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当する場合は解任することができる。

- (1) 前条の規定により退任の申出があったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。
- (3) 支援員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、市長が支援員の委嘱を解くことを適当と認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援員の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|     |               |
|-----|---------------|
| 九会  | 九会地区ふるさと創造会議  |
| 西在田 | 西在田地区ふるさと創造会議 |
| 富合  | 富合地区ふるさと創造会議  |
| 日吉  | 日吉地区ふるさと創造会議  |